

八 国際交流・協力の推進

(一) 開発途上国への協力

ア. 「国際協力イニシアティブ」

文部科学省においては、国際教育協力懇談会報告「大学発 知のODA」知的国際貢献に向けて」（平成一八年八月）を受けて、平成一九年度から、我が国の知（知識や経験）、中でも大学の知を活用し、開発途上国の持続的発展に貢献するため、大学等による国際協力活動を促進することを目的として、「国際協力イニシアティブ」を実施している。主な事業内容は以下のとおりである。

① 経験の体系化と共有情報化の推進（教育協力拠点の形成）

開発途上国における教育協力を促進するため、大学ほか我が国の教育研究関係者が持っている知識や経験を整理・

蓄積・体系化し、国内外の援助関係者が教育協力現場で容易に活用可能な教育協力モデルを構築する。

② 大学のリソース情報活用の推進

国内外の大学等に対して広くアンケート調査を実施し、大学のリソースや途上国の大学のニーズに関する情報の収集と分析を行っている。そのほか、セミナー開催や媒体への掲載などを通じ、大学のリソースについて広報を行う。

③ 大学の分野別協力活動支援の推進

分野別の動向について調査・分析したり、大学のリソースほかに関する助言を得るため、専門家で構成する分野別の委員会を核とする人的な知的ネットワークを整備する。

イ. 「青年海外協力隊『現職教員特別参加制度』」

現職教員は、子どもに密着した実践的な教育経験や能力を有しており、我が国の教育経験を生かした協力を進めていく上で貴重な人材である。また、教員が開発途上国にお

いて、言語・文化等の様々な壁を乗り越え国際教育協力を実践することは、問題への対処能力や指導能力の向上など教員の資質能力の向上が期待されるほか、帰国後は自身の貴重な体験を教育現場に還元でき、ひいては我が国の教育の質向上につながることを期待できるなど、国内にも裨益する。

このことから、文部科学省としては本制度による現職教員の参加促進に取り組んでおり、平成一三年度にJICA他と協力し、青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」を創設した。

この制度では、文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考で技術試験が免除され、派遣期間を四月から翌々年三月までの二年間（通常二年三か月）とするなど、教員の現職参加推進のための措置を講じている。

これまでに「現職教員特別参加制度」によって、制度創設以来の六年間で四三七名の現職教員が派遣され、様々な国で活躍をしている。

平成二〇年度春募集の詳細については、JICAのホームページを参照された。

(<http://www.jica.go.jp/activities/jocv/>)

児童生徒受入促進事業、④学習活動に日本語で参加するための力の育成を図ることを目的として開発されたJSLカリキュラムを活用した指導方法の普及・充実を図るJSLカリキュラム実践支援事業からなる。

(三) 人的交流に関する取組

教育の交流については、文化協定等に基づき、二国間交流を推進している。

例えば、日米間においては、昭和二六年に発足した「日米教育交流計画（フルブライト計画。日米両政府の経費分担方式により運営。）」により、平成一九年度現在、約九六〇〇名の研究者・大学院生・ジャーナリスト等の交流が行われている。

また、平成八年の日米両国首脳間の合意（「日米国民交流」の推進のための包括的取組）の一環として、その翌年より、文部科学省の拠出による日米教育委員会を実施主体とした「フルブライト・メモリアル・プログラム」を、地方公共団体（教育委員会）の協力のもと推進している。この事業により、米国の小・中・高等学校教員等（約三二〇名）を我が国に招致し、我が国の教育、社会に関する紹介、

ウ、紛争終結後の国づくりにおける国際教育協力の取組
文部科学省においては、アフガニスタン復興をはじめとする紛争が終結した国・地域に対する教育協力に関しては、平時の対応を応用しつつ、関係機関と連携して我が国の経験を生かした施策を検討するという方針の下、相手国のニーズに十分留意しながら、復興支援に取り組んでいる。

(二) 外国人に対する教育の充実

我が国に在留する外国人は、近年増加の一途を辿り、その数は二〇〇万人に達している。

彼らの我が国の生活環境への円滑な適応を促進するため、平成一九年度に引き続き、以下の取組からなる「外国人の生活環境適応加速プログラム」を実施する。その内容は、①外国人児童生徒の母国政府との情報交換及び教育分野での協力促進を図るための協議会の開催、②外国人を対象とした日本語教室の設置や指導者を対象とした研修、ハンドブックの作成等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、③就学前の外国人児童生徒への初期指導教室（プレクラス）の実施や外国語の分かる人材の配置等による地域・学校での受入体制の整備を行う帰国・外国人

学校訪問、文化体験等を行うことにより、日米の学校間の交流促進等に貢献している。

さらに、中国及び韓国からは初等中等教育教員を約三〇〇名招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活・文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、日本人教員との交流や家庭訪問を通じ、相互理解や将来にわたる友好関係を深めている。

加えて、平成一九年度より「二一世紀東アジア青少年大交流計画」が実施されている。これは、東アジアサミット参加国を中心に、五年間、毎年六〇〇名程度の高校生や大学生を中心とする青少年を日本に招へいするものである。本事業により、高校生が学校での交流やホームステイを通じて、相互理解を深めている。

(四) 国際機関を通じた協力

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、教育・科学・文化の分野における国際協力の促進を通じて平和に貢献することを目的とする国連専門機関である。

我が国は、学生・教員等の交流事業への協力、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の教育分野への協力、

国際的な共同研究や学際的なプロジェクトへの参加、世界遺産をはじめとする文化遺産の保存協力等、ユネスコの諸事業に信託基金の拠出や専門家の派遣等を通じて積極的に参加している。

我が国におけるユネスコ活動は「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、国（文部科学省の特別の機関として設置されている日本ユネスコ国内委員会）、都道府県等地方公共団体、民間の連携により推進されている。また、ユネスコ講座を設置して教員や留学生の交流を行ったり（ユネスコチャーター）、ユネスコ講座参加大学間で協定を結んで研究交流等（UNITWINネットワーク）を実施している大学もある。

特に、我が国が提唱し、国連総会で決議され、平成一七年からユネスコを主導機関として進めている「持続発展教育（ESD）の一〇年」への取組が重要課題となっている。持続発展教育で目指すべきは、持続可能な社会づくりの担い手となるよう個人を育成し、意識と行動を変革することであり、環境教育や国際理解教育等の持続可能な発展に関する様々な分野をつなげて総合的に取り組むことである。平成二〇年二月に公表された新しい学習指導要領（案）においては、「持続可能な社会の実現を目指す」等の内容が

盛り込まれており、各学校が取り組むべき課題となっている。

日本ユネスコ国内委員会では、教員養成大学等、大学をコアにした小学校・中学校・高等学校間の連携を充実し、ユネスコの既存の学校間ネットワークである「ユネスコ・スクール」を活用しながら、持続発展教育の普及促進と学校関係者の理解の深化、学校における取組の支援などを進めていく予定である。

OECD（経済協力開発機構）では、PISA（生徒の学習到達度調査）をはじめ、各種の比較分析及び調査・研究などの教育事業活動が行われており、日本からも参加・協力を行っている。平成二〇年一月には東京にてOECD非公式教育大臣会合が開催され、高等教育の成果の評価に関する取組について検討された。

また、APEC（アジア・太平洋経済協力）の教育及び科学分野での調査・研究事業へも参加・協力などを行っているところである。平成二〇年六月にはペルーにて教育大臣会合が開催される予定である。

この他に、国連大学及び国連大学高等研究所の事業に対する支援・協力などを行っている。

（五）国際交流拡大プログラム

我が国が、教育や文化、スポーツ、科学技術・学術の分野で国際社会をリードするためには、これらの分野での国際交流を一層推進することが不可欠である。

このため、文部科学省として、①文部科学省における国際交流事業の推進方法の審議や、省として開催すべき国際会議の選定等を実施する「国際交流推進会議（仮称）」の設置、②政府が推進する国際会議等の開催施策の一環として、国際会議の準備及び開催、③各国大使館における教育、文化、スポーツ、科学担当官との連携強化のための交流事業の実施等による諸外国との人的交流の強化等を実施することとした。

平成二〇年度は「G8北海道洞爺湖サミット」開催の年であることから、この機に「G8大学サミット」の開催を支援し、その議論を広く国際社会に発信すること等を予定している。